



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長
吉高 叶
総幹事
金性済

Rev. Kano YOSHITAKA
Moderator
Rev. Dr. Sungjae KIM
General Secretary

内閣総理大臣
菅義偉 様

改正国民投票法成立に抗議し、また重要土地規制法案に反対します

「公正を水のように、正義を大河のように尽きることなく流れさせよ。」
(アモス書 5 章 24 節)

わたしたちは、聖書の言葉に導かれ、日本国憲法の保障する立憲民主主義の正義と公正、そして人権が守られることを心から祈り願いつつ、以下のことに抗議、反対するものであります。

国会において、憲法改正手続きとしての国民投票法案が去る 6 月 11 日に参議院で可決され成立しました。しかし、この法案は、テレビ・ラジオ使用有料広告規制や、全国民の意思の十分な反映と評価できる最低投票率の規定について最後まで熟議に至らず、公平性と正当性に重大な疑義を残したまま成立してしまったことに、わたしたちは強く抗議します。本来、国会法に定められた憲法審査会とは、国会をはじめ、政治が憲法に従って公正に行われているかを審査するためのものであります。その本来の主旨を逸脱し、憲法改正を大前提とした憲法改正手続きの審議に衆参両院の憲法審査会がこの間終始したことは誠に遺憾であります。現行憲法において、憲法制定権(力)の存する主権者たる国民が国家権力を託された政府やその政治の違憲的暴走を止めるために憲法が存在するのであり、それが守られてこそ立憲民主主義が成立します。現在、日本政府／与党が推進する改憲の企てが、後代の人々によって立憲民主主義を崩壊に導く恥ずべき時代として記録されることがないように、わたしたちは強く願うものであります。

また、この度の第 204 回通常国会期に、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等利用状況の調査及び利用の規則等に関する法律案」(以下、重要土地規制法案)が去る 3 月 26 日に閣議決定を経て国会に提出され、衆議院本会議で可決されたのち、現在、参議院で審議が進められています。

昨年 12 月、自民党によってこの法案が提言された時期と併行して行われた有識者会議では、外国資本による広大な土地取得が、地域住民に不安を与えている、と議論されながら、この度の法案では、それが事実であれば法制化によって対処すべき立法事実については、何ら調査も実証もされないまま審議が進められてきました。そのように根拠の曖昧なまま、重要施設の周囲およそ 1 キロメートルを、「注視区域」、また「特別注視区域」と指定し、土地や施設の所有者、借地者、および出入り者を調査対象とし、応じなければ、罰せられることとなります。これはまるで、軍事施設周辺で写真撮影やスケッチをただで特高警察に連行され取り調べを受ける根拠となった戦前の要塞地帯法を彷彿させます。

この度の重要土地規制法案には、憲法に抵触する重大な問題があります。

第一に、何が調査対象となる「重要施設」の「機能を阻害する行為」なのか、「生活関連施設」とはどこまでを含め



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

総会議長
吉高 叶
総幹事
金性済

Rev. Kano YOSHITAKA
Moderator
Rev. Dr. Sungjae KIM
General Secretary

るのか、また重要施設の「基盤としての機能」とは何を指すのか、そして何が「特定重要施設」として「特に重要」なのか、その定義は法案に明記されておらず、すべて判断は政府に委ねられて、応じなければ刑事罰が科される。

第二に、調査対象となる人物のどんな情報が調べられるのか、また「その他関係者」がどこまで広げられるかは、すべて内閣総理大臣に判断が委ねられていて、応じなければ刑事罰が科される。

第三に、「重要施設」周辺の土地／建物の所有者／利用者に、密告に相当する情報提供が義務付けられ、応じなければ刑事罰が科される。

第四に、政府の勧告や命令に従うことにより、その土地利用に著しい支障が生じる場合、総理大臣が事実上、「重要施設」周辺の土地を強制収用することができる。

このような深刻な問題点を抱えた法案が制定されるならば、これまで基地や原子力発電所など、市民生活に重大な影響を与える施設の周辺において、いのちと市民社会の安全と平和を求めて、主権者たる市民がそれらの施設を警戒し、抗議活動する、憲法に保障された市民の正当な営みが、権限の集中された総理大臣の行使する国家権力により統制されることによって、むしろ監視や密告、そして弾圧の対象とされてしまう危険を予測せずにおれません。

従って以上の諸問題とは、思想／良心の自由を保障する憲法 19 条、個人の尊厳の尊重を保障する憲法 13 条、集会・結社の自由を保障する憲法 21 条、さらに財産権の保障を謳う憲法 29 条に抵触することになります。

そのようなこの度の重要土地規制法案が制定されてしまうならば、もはや日本社会は、市民が憲法に保障された健全な社会生活を送ることは不可能となり、国家権力の在り方に異議を唱えることに対する恐れと沈黙が全体主義国家のように支配し、市民の相互監視・密告による相互不信が蔓延することとなります。これは、もはや立憲民主主義の崩壊と言うほかなく、決してわたしたちは容認することはできません。

そのような理由から、わたしたちは、この度の「重要土地規制法案」に断固反対いたします。

2021年6月13日

日本キリスト教協議会

総幹事 金性済

東アジアの和解と平和委員会 委員長 飯塚拓也

平和・核問題委員会 委員長 内藤新吾

都市農村宣教委員会 委員長 原田光雄